

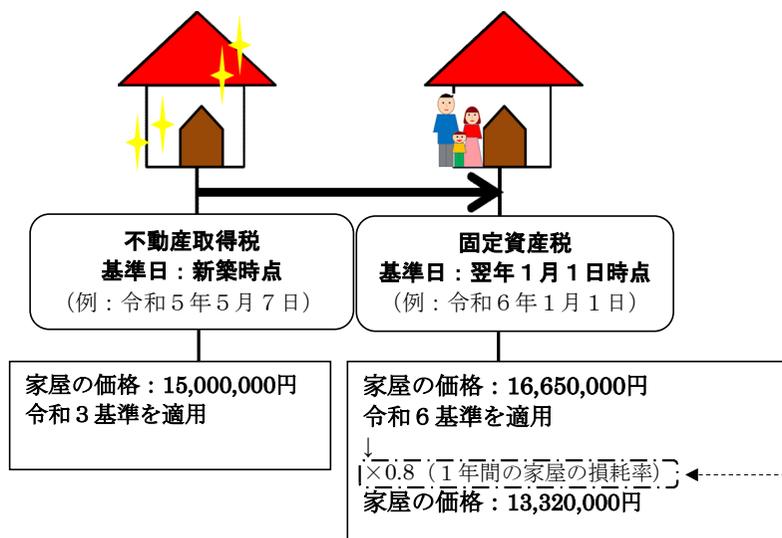
不動産取得税と固定資産税の価格の違いについて

ポイント

不動産取得税も固定資産税も同じ基準（固定資産税評価基準）で税額の算出における価格（以下、「価格」という。）が計算されます。しかし、不動産取得税と固定資産税では価格を決定する基準日が異なるため、課税時の家屋の価格も異なります。また、固定資産評価基準は総務大臣が定め、3年に1度見直しをすることになっています。令和6年は見直しの年に当たり、見直し前の固定資産評価基準は「令和3基準」、見直し後の固定資産評価基準は「令和6基準」といい、**どちらが適用されるかによって価格が異なります。**令和5年1月2日から令和5年12月31日までに新築（取得）された家屋の不動産取得税は「令和3基準」で課税されます。

具体例

令和3基準で新築時の家屋（木造・住宅の場合）の価格を1500万円とすると・・・



参考

	新築後1年間の家屋の損耗率 (経年減点補正率※)
不動産取得税	なし (新築時点なので損耗なし)
固定資産税	● 0.8(住宅の場合) (家屋の価値を20%分減価)

※経年減点補正率は、建物の構造・用途により異なります。